七	一一トン
八	一トン
九	三〇、七九七トン
一〇	四、九五九トン
一一	一一、三四九トン
一二	五二、四二二トン
一三	四、三九六、〇九三トン
一四	九五四、三〇三トン
一四の二	四一五、一二三トン
一五	三〇八トン
一六	四、八七〇トン
一七	一〇六、四四〇トン
一八	一二、六六五トン
一九	六六一トン
二〇	五〇七トン
二一	二〇、二二七トン
二二	三三〇トン
二三	四、六〇六トン
二四	一七トン
二五	〇トン
二六	四、一五四トン
二七	一一、三一五トン
二八	一〇・二トン
二九	三四九トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、三九六、〇九三トン
一四	五七六、〇六一トン

○財務省告示第三十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万三千七百一トン

二　冷凍牛肉　二十三万八千八百九トン

2　平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万二千二百七十一トン

二　冷凍牛肉　十万八千二百四十二トン

○財務省告示第三十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十八万六千五百三十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十八万六千五百五十九トン

○財務省告示第三十五号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十五条及び第四十六条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第四十八条の二十の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を公表する件（平成二十年三月財務省告示第百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　第一中「税理士に対する懲戒処分」を「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分」に、「違反行為」を「不正行為の類型」に、「行為の性質」を「不正行為の性質」に、「税理士の行為」を「税理士の不正行為」に、「処分歴」を「前歴」に、「選択する処分」を「選択する懲戒処分等」に改め、「また、税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記の事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する。」を削り、「認められた」を「認められる」に、「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）」を「法」に改める。

2　「第三　税理士業務の停止期間」を「第三　税理士業務等の停止期間」に改める。

3　第三中「税理士業務の停止期間」を「税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間」に改め、同第三を同第四とする。

4　「第二　違反行為の異なるものが二以上ある場合」を「第二　不正行為の類型の異なるものが二以上ある場合」に改める。

5　第二中「違反行為の類型」を「不正行為の類型」に、「それぞれの違反行為」を「それぞれの不正行為の類型」に改め、同第二を同第三とし、同第一の次に次のように加える。

第二　税理士又は税理士法人の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分

一　税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2)　使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第四十一条の二（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

二　税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2)　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。